

星ふるヴィレッジTENGU VR環境整備事業 仕様書

1 事業名

星ふるヴィレッジ TENGU VR 環境整備事業

2 業務目的

四国カルスト県立自然公園内に位置する「星ふるヴィレッジ TENGU」は、ホテル・レストラン・ショップ等を有しており、令和 3 年度には星をコンセプトに悪天候時でも観光客や宿泊客も楽しめるようプラネタリウムが整備された。

当施設は、津野町有施設を指定管理により（一財）天狗荘が運営しており、津野町においても単なる宿泊施設ではなく、地域の重要な観光拠点施設として位置づけられている。

また、津野町は「空気がきれい」、「光害が少ない」など満天の星が見える条件が揃っており、プラネタリウムも整備されている。その星の魅力をプラネタリウムとは違うVR設備で伝えられるよう事業者の自由な発想により番組を制作し、四国カルスト天狗高原及び津野町への来訪及び再訪と滞在時間の延長を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

4 業務内容

(1) VR コンテンツの制作

① コンセプト

- ア) 四国カルスト天狗高原の特徴的なカルストの風景と、夜には満天の星空が広がる立地条件などに着目し、大地と星、宇宙のそれぞれが意識できる内容であること。
- イ) 星ふるヴィレッジ TENGU が重要な観光拠点施設であることを鑑み、津野町の観光を PR できる内容であり、本物の星空観望や町への来訪意欲を喚起する内容であること。
- ウ) VR コンテンツの視聴者が没入感や臨場感を感じることができる内容であること。

② 動画の仕様

- ア) VR コンテンツは、ロング版（5～10 分程度）、ショート版（1 分程度）をそれぞれ 2 本以上とし、映像美やストーリー性を重視したものとする。
- イ) ショート版動画は、インターネットによる配信を想定して汎用性の高いフォーマットで収録すること。
- ウ) 新たな視点をもった独自性のある魅力的な内容であること。

エ) VR コンテンツは必要に応じ、動画の題名、地名施設名等の名称、BGM 等を挿入し、適時ナレーション、字幕、アニメーション、CG などを活用し、外国人を含む幅広い視聴者が理解しやすい内容であること。

(2) VR コンテンツ視聴機器の納品及び環境設定

- ① 受託者は、来場者が VR コンテンツを視聴できるよう制作された動画がインストールされたスタンドアローン型ゴーグル 5 台を納品すること。(参考品：Pico Technology PIC04 256GB 又は同等品以上)
- ② 受託者は、発注者に対し、基本的な VR 動画操作方法の指導を行うこと。併せて、操作マニュアルを作成すること。

5 成果品

業務完了報告書とともに、次の成果品を提出すること。なお、本業務により収集したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は発注者に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

本業務の実施内容を記載した実績報告書を A4 サイズで作成し、紙媒体及びデータで提出すること。

(2) 4 業務内容 (2) で示した機器及び環境

(3) 操作マニュアル（紙媒体及びデータ）

(4) 制作した動画を記録した DVD 等のメディア（インターネット動画サイトアップロード可能データ形式とし、原盤はコピーガード処理を行わず、コピー可能なものとする。）

(5) VR 番組チラシ（A4 サイズ、両面カラー、光沢紙 90kg）日本語版 1,000 枚、英語版 500 枚、中国語版（繁体語）500 枚、中国語版（簡体語）500 枚及びチラシデータを記録した DVD 等のメディア

(6) 発注者及び受注者との打合せ記録

(7) その他、発注者が必要と認める資料

(8) 納品場所及び期限

①納品場所

高知県高岡郡津野町芳生野乙 4921 番地 22

星ふるヴィレッジ TENGU

②納品期限

令和 7 年 3 月 21 日（金）

6 留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、発注者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、業務を進めること。

(2) 成果品に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、所有権

等、その他一切の権利はすべて発注者に帰属するものとする。また、成果品は、発注者が自由に二次使用（印刷物の作成等）できるものとする。

- (3) 本業務の実施にあたり、第三者（発注者及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。
- (4) 本業務で購入、整備した機器・装置一式については、委託期間中は受託者の所有物として管理するが、委託期間終了後に受託者から発注者に引き継ぐものとする。
- (5) 成果品については第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (6) 受託者は、その専門性及び技術力を十分に発揮し、発注者にとって最適な成果が得られるよう業務を遂行すること。
- (7) 本業務の趣旨に沿った効果的な提案があれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を防げるものではないこと。
- (8) その他本仕様書に明記のない事項については、発注者と協議の上決定すること。
- (9) 本仕様書は、プロポーザル用であり、採用者とは、内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があること。